

平成 30 年度 第 2 回中野市国民健康保険事業の運営に関する

協議会会議録

1 日 時 平成 31 年 1 月 24 日木曜日 午後 1 時 30 分から 2 時 25 分まで

2 場 所 中野市役所 会議室 52 53

3 出席者

・ 委員（敬称略）

徳竹 富貴子、高木 幹男、池田 喜芳、小林みどり、飯田あかね、熊木 昇二、
畔上 雅光、夏目 千明、矢野 哲男、浅沼 泉、岩下 定秀、武田 利彦、
風間 務、丸山 正光、小林 宏昭

（計 15 名）

・ 欠席委員（敬称略）

石川 喜久子

（1 名）

・ 市

斉藤健康福祉部長、町田福祉課長、小林国保医療係長、小林副主幹

（計 4 名）

4 議事内容

① 開 会 午後1時30分

課 長： 福祉課長の町田と申します。よろしくお願ひいたします。定刻より早いですが、連絡をいただいている方以外全員出席いただいておりますので、始めさせていただきたいと思ひます。

開会に先立ちまして本日の出席人数を報告申し上げます。委員総数 16 名の中、13 名の方にご出席いただいております。中野市国民健康保険運営協議会規則第 5 条の規定により、委員の半数以上の出席により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しております。なお、本日中野市農業協同組合女性部の石川様は所用のため欠席をされております。それから中高医師会の熊木様、飯田様におかれましては、遅れる旨の連絡がありましたのでご報告をさせていただきます。

それではただ今より、平成 30 年度第 2 回中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催させていただきます。お手元の次第に基づき進めさせていただきますのでよろしくお願ひします。

はじめに、斎藤健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。

健康福祉部長： 皆さんこんにちは、本日は大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございます。委員の皆様には日ごろから国民健康保険事業の運営につきましてご理解とご協力を賜りまして深く感謝を申し上げます。

さて、昨年 12 月に開催をいたしました第 1 回国民健康保険事業の運営に関する協議会におきましては、国民健康保険事業特別会計の運営状況、それから仮係数に基づく納付金の試算状況についてご説明をさせていただきました。本日は平成 31 年度の確定係数暫定版に基づきます保険税率案、また平成 31 年度予算案等につきまして説明をさせていただきます。委員の皆様からご意見を頂戴したいと思っております。

よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

課 長： 続きまして、中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会長の高木様よりご挨拶をお願ひいたします。

会 長： ご指名をいただきました高木でございます。委員の皆様におかれましては新年大変ご多用な中、ご都合をつけてご出席いただきましてありがとうございます。昨年 12 月末に平成 30 年度運営の状況及び平成 31 年度の仮係数による納付金について説明があり、その後、県から暫定版の確定係数による国民健康保険税案等について説明があるわけですが、委員の皆様からは忌憚のないご意見、ご質問をお願いしたいと思えます。

よろしく願いいたしまして簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

課 長： ありがとうございます。それでは、次第 3 の会議事項に移りたいと思えます。規定によりまして、協議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、ここからの進行につきましては高木会長をお願いしたいと存じます。高木会長よろしく願いいたします。

会 長： それでは、規定により会議の議長は会長が務めるということとありますので、3 の会議事項から私のほうで進めてまいります。よろしく申し上げます。

(1) 平成 31 年度国民健康保険税率（案）事業特別会計の運営状況について、①県の通知による平成 31 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の暫定版確定係数による算定結果について事務局から説明をお願いいたします。

(1) 平成 31 年度中野市国民健康保険税率（案）について

① 県の通知による平成 31 年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の暫定版確定係数による算定結果について

課 長： それでは、①の県の通知による算定結果について説明をさせていただきます。2 ページをお願いいたします。前回 12 月の協議会で説明をさせていただきますと、納付金の計算の主な内容、経過については、上にあります図のような流れで中野市の保険料総額納付金が決まってくるという形になります。その下に H31 確定係数による算定の概要と通知の日付等が書いてありますが、平成 30 年 11 月 20 日の通知が仮係数の数値でございますが、前回お示しをさせていただいております。それから右隣の平成 31 年 1 月 15 日に県から確定係数の数値が来まして、仮係数と確定係数が違うところにつきましては表示をさせていただきます。

だいております。

追加公費、それから保険者努力（市）という部分が 変更になっております。その他の部分につきましても 84 億円のところは 100 億円、前期高齢者交付金がほぼ確定額に、それから保険者努力支援制度の交付見込み額は県の指示ということになっております。それから県の部分については激変緩和措置の 1.4 億円が 1.7 億円に、3.01%が 2.99 に変わったということで通知がございました。

それから激変緩和措置ということですが、この前は一定割合が 3.40%、それが今回の確定係数では 3.38%で 0.02%下がったという内容でございます。自然増についても、3.01 が 2.99 に下がったことにより一定割合が下がったという形で県から通知がございました。下の図につきましては次のページで説明した後に説明をさせていただきたいと思っております。

3 ページになりますが、平成 31 年度確定係数（暫定版）に基づく納付金（d）ベースの比較（激変緩和の状況）ということで、今回の納付金の確定額を記載させていただいております。左に中野市というところがありまして、その横の仮というのが前回 12 月の時にお示しをさせていただいた数値になります。その下は確定ということで、今回来た数値がその 2 段目の数字になります。

今回の係数でいきますと、納付金につきましては前回よりも約 1,800 万増加しています。一人当たりのベースにつきましても、⑭になりますが、増加に伴いまして 128,921 円から 130,577 円ということで、確定で 1,656 円増加しているという状況でございます。

それから県全体の状況につきましても納付金が増加しているという形でございます。下に赤字で書いてある部分が平成 30 年度の昨年同じ時期に出た確定係数になりまして、昨年が中野市のところの納付金の（d）のところ⑬の黄色いところですけども、15 億 400 万でございます。それに比べますと今年の納付金の額は 2,700 万円ほど減っているという形でございます。ただし、県全体では、その下にあります 22 億 7,000 万ほど納付金の額は増えているという形になっております。

納付金全体が増えた理由でございますが、その下の点線の四角の中に囲ってございます内容になりますが、平成 30 年度と比較して県全体の納付金が増加した主な理由については、歳入公費が 31 億 9 千万円ほど減少したため、特に減少が大きかったのは、前期高齢者交付金が 35 億 7 千万円の減少、国普通調整交付金の 5 億 7 千万円の減少が主に減少した理由で、今回納付金が増えたという形になっております。

ただし増加に転じた公費もありまので、足して 31 億 9 千万の増加になるということで、2 ページに戻っていただきますと、上に図がありません。今説明しました県全体の前期高齢者交付金と公費がありまして、納付金と、前期高齢者交付金と公費が減ったことによって納付金が多くなったという説明が県からありました。

先ほどの 2 ページの説明の中の激変緩和の県下の状況ということで、中野市は激変緩和を受けていないわけですが、中野市の状況については、平成 28 年の納付金の相当額が 2 ページの一番下にありますが、H28 の納付金の相当額が基になりまして、昨年平成 30 年度の状況は赤い文字で書いてあります。28 年、30 年は 99.98%ということで 100%には達していなかった、それから 31 年度については、130,557 円ということで、28 年の納付金相当額は 125,723 円ということで、101.27%増加しているという形でございます。

ただし、上の長野県全体の平成 31 年のところを見ていただきますと、一番高い所は 28 年に比べてパーセントにしますと 122.04%というのが一番高く、低い所ですと 98.14%という町がございました。激変緩和措置については市町村が長野県に 77 ある内、受けている市が 14 市、町村が 31、受けていない市が 5、町村が 27 という状況でございました。

4 ページに納付金を算定する際に基になる数字をお示しさせていただいていますが、医療費指数、一人当りの総所得が納付金を算定する際の基になっておりまして、この前示した確定係数についても仮係数と変更が無いという形でございます。医療費指数については中野市のところを黄色く表示していますが、-0.010 ということで医療費指数に関して言えば、中野市は 30 年から 31 年に関しては減少しているという状況でございました。

それからその下に療養費分以外の県全体の納付金の状況がございしますが、県全体では後期高齢者へ納める納付金、介護保険に納める納付金についてはどちらも増加しているという状況でございました。国から概要の説明があり、それに基づき県が医療費指数、一人あたりの総所得と国から示された医療費の確定係数に基づきまして試算をした状況が 3 ページの状況ということで、中野市の今年の納付金額については暫定版になりますが、14 億 7,669 万 9,258 円を県から示されたという状況でございます。納付金の関係の説明につきましては以上でございます。

会 長： ありがとうございます。①県の通知による平成 31 年度国民健康

保険事業費納付金及び標準保険料率の暫定確定係数による算定結果について事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について、ご質問等がありましたらご発言をおねがいします。

(質問なし)

会 長： よろしいでしょうか。特に無ければ、次に進みます。②平成 31 年度中野市国民健康保険税率（案）について事務局から説明をお願いいたします。

② 平成 31 年度中野市国民健康保険税率（案）について

課 長： 5 ページになりますけれども、平成 31 年度県が示した確定係数による標準保険税率ということで 3 方式・4 方式の説明を記載させていただいております。県から今回の都道府県化に伴って基本的には 3 方式を採用するよという指示があるのですが、従前の 4 方式でも構わないということをございまして、県が示した標準保険税率がピンク色の部分で、3 方式 4 方式と差を示させていただいております。

3 方式については、固定資産税に基づくものが無い方式になります。4 方式は固定資産税がある方式で、そこに表示してあるとおりでございます。3 方式は合計のところ今回示された所得割が 11.88%、それが 4 方式ですと 11.41%。資産割については 3 方式がありませんので、4 方式ですと 29.62%というかたちです。均等割については、3 方式が 44,727 円で 4 方式ですと 43,162 円、平等割については 3 方式で 42,488 円、4 方式ですと 34,965 円となります。

下に市の考え方を記載させていただいております。「平成 31 年度の県からの確定係数による標準保険料率で 3 方式及び 4 方式の税率が示されています。3 方式に変更した場合、資産割額が無くなることにより応能割・応益割の割合が変わり、現年度の税率と比較すると、均等割・平等割の負担がかなり多くなります。3 方式に変更した場合は、所得の少ない高齢者等の税負担が更に多くなること、及び、今年度のように、農業所得の減少により税収が落ち込むことになれば、税収不足となり、また県に納める納付金の支払いに支障が出るため、平成 31 年度につきましても 4 方式で課税をお願いすることとしたい」ということで、平成 30 年度も税率 4 方式でかけさせていただいているわけです。

けども、税収の落ち込みがあり資産税がゼロとなると、さらに税収不足に陥るということもありますので、記載させていただいたとおり、平成 31 年度につきましても今までどおり 4 方式で課税をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。ただ今、平成 31 年度県が示した確定係数による標準税率について 3 方式及び 4 方式について事務局から説明がありましたが、ただ今の説明に対しまして、ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

(質問なし)

会 長： 4 方式にしたいということですね。

課 長： はい。今までどおり 4 方式でお願いをしたいです。

会 長： ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にご意見が無ければ、ただ今事務局から説明があったとおり平成 31 年度の課税方式については、4 方式により課税することとしてよいでしょうか。賛成される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長： ありがとうございます。全員の方の賛成をいただきました。税率については、4 方式と協議会として賛成することといたします。続きまして、②平成 31 年度中野市国民健康保険税率（案）について事務局から説明をお願いします。

② 平成 31 年度中野市国民健康保険税率（案）について

課 長： それでは資料 6 ページをお願いします。税率の経過それから 31 年度の県から示された標準税率及び税率（案）について説明させていただきたいと思えます。平成 30 年度の都道府県化によりまして、そこに表示してございますように平成 20 年の県の税率で昨年 29 年まで同じ税率で 9 年間据え置いてきたわけですがけれども、都道府県化に伴いまして、昨年県から示された標準税率に基づいて税率を提案させていただきご了解をいただいて、平成 30 年 4 月 1 日で、医療分が 6.7%から、②のような形で示させていただいて、今年に至っているところでございます。

それから平成 31 年度ということで、本日 4 方式ということで了解を

いただきました。税率を 30 年度に上げさせていただきましたが、農業所得の税収の落ち込みにより約 1 億円国民健康保険の税収が落ちてしまった…ということで、今年度については基金と繰越金が発生しないという状況でございます。来年度についても県から記載された案がございすけれども、④のところになります。医療分の所得割については 7.05%、資産割については 16.85%、均等割については 24,540 円、平等割は 21,532 円、それから後期、介護ということで、表が県から示されました。

税率案でございすけれども、基金も繰越金も無いことから税収不足に陥ってしまうということで、端数を切り上げるということで話をさせていただき、今年についても同じ条件でございすので、県から示された標準税率案ということで⑤で示させていただきました。

医療分の所得割額については 7.05%を 7.1%、資産割については 16.85%を 16.9%、それから均等割については 24,540 円を 24,600 円、平等割・世帯割につきましては 21,532 円を 21,600 円という形後期・介護についても切り上げをさせていただき、最終的な合計になりますが、所得割については 11.41%を 11.50%、資産割については 29.62%を 29.70%、それから均等割については 43,162 円を 43,300 円、平等割については 34,965 円を 35,200 円というかたちで改正案としてお願いをしたいと思ひます。それからその案に基づきまして、現行税率と県が示した標準税率に今回の税率案で、緑のところ、ピンクのところ、最後に黄色いところ、という 3 つの方式で県が示した所得割、資産割額ほか、来年度の被保険者数を下に表示させていただいております。

現行の税率で試算をさせていただきますと、一番下の合計の⑨のところになりますけれども、13 億 7,185 万 5,655 円になります。県が示した標準税率の小数点をそのまま試算しますと 13 億 9,788 万 1,998 円という形になります。そして今回示させていただいた案で試算しますと 14 億 559 万 6,905 円になります。それから⑧と③の比較ということで、現行税率と今回の税率案で試算した差額ということになりますが、3,374 万 1,250 円が現行の税率より上がるということになります。

今年税収が不足をして基金繰越金が無い状況でございすので、この税率案の⑤の税率で来年度お願いをしたいという形でございす。

県が示した標準税率・試算額合計と税率案の資産合計の比較で差額になりますが、771 万 4,907 円になります。これは税率の小数点以下第

2位を切上げるにより生じる差額になります。それから平成31年旧現行税率と今回税率を引き上げた場合の引き上げ率になりますが、約102.46%がこの税率を今現行の税率と案で比べますと多くなるという形でございます。

それから、なぜその標準税率を使うかにつきましては、県の運営方針が資料の7ページからになりますけれども、8ページに基本的な考え方という表示がございまして、2の長野県における国民健康保険運営のポイントというところがありますが、「(1) 保険料負担水準のあり方、ということで、将来的な保険料水準の統一に向けて、中長期的には①市町村毎の医療費水準の保険料負担への反映度の引下げ、②県が示す標準保険料率に沿った各市町村の保険料率設定、③番目に法定外一般会計繰入金の解消を進めます。」ということで昨年法定外繰入を無くして県の標準保険税率で設定をしていくという方針がございましたので、その方針に基づきまして中野市としては来年度についても先ほど説明させていただきました税率でお願いをしたいという形でございます。

税率を今回の税率案とした場合ですが、現行税率と確定係数による試算額比較が次の9ページ、10ページにございます。昨年もこのような形で示させていただきましたけれども、現行税率と確定係数による標準保険税率を参考にした税率案で世帯構成別に比較をした場合の額でございます。①世帯構成夫婦40代子ども2人、所得283万固定資産税が5万円という方については現行47万950円ですけれども、案の税率で試算しますと49万950円ということで、差額が2万円ほど増加になります。②の世帯は夫婦40代子ども2人、所得が183万円固定資産税5万円という方については32万7,700円が33万8,230円ということで、1万530円ほど増加になります。それから高齢者の方になりますけれども、10ページ③夫婦70代、所得65万固定資産税5万円という方については10万7千円が10万8,150円ということで1,150円の年額の増加になります。最後の④番目になりますけれども、70代単身一人世帯、世帯所得は0円それから固定資産税も無いという方については、差額は19,700円を18,840円ということで860円の減額になります。6ページのところに戻っていただいて、医療分になりますが、平成30年度の税率と黄色の部分の平成31年度の案で後ろに比較ということで、⑤引く②ということになっておりますけれども、所得割は0.4%ということが増えておりますが、資産割、均等割、平等割につきましてはマイナスとなっております。

この医療分のマイナス部分につきましては、4ページの19市の一人当たりの医療費、総所得の比較というところの医療費指数で先ほど少し説明させていただきましたが、平成30年度と31年度の比較をして0.01下がっているということで、その部分が反映をした結果所得が上がっています。6ページの所得割は増加していますが、資産割、均等割り、平等割が下がっていますので全体的にはマイナスになっているという状況でございます。

4ページの医療費療養費分以外の県全体の納付金ということで後期介護の納付金が31年は増加をしているということで、6ページに戻っていただいて、後期支援分については、これも増加をしているという形になってございます。県全体で上がっている部分は中野市の後期介護にそれぞれついて反映されています。医療費分については中野市がマイナス0.01%ということで、その分が反映されてマイナスという形で試算、標準税率が示されているという状況でございます。

それから11ページに先ほど申し上げた内容のことが書いてありますが、中野市の県下19市、及び近隣市町村の30年度、31年度どうなるかというのは各市町村、中野市と同じ状況で検討している状況でございます。30年度の各市町村は11ページの表のような形になっておりまして、中野市は今回所得割が11.50%で案の数値になっておりますけれども、松本市ですと14.90%で所得割がかかっていることになっておりまして、11.50%としてもまだ表中では真ん中くらいかと思われまして。

ただ均等割・平等割について中野市は19市の中でも高い方になっておりまして、山ノ内町と比べると山ノ内町よりは若干低い数値になっております。今回は示させていただいた状況でいきますとそちらに表示させていただいた内容になります。

簡単ですが説明は以上になります。よろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。ただ今の説明に対しましてご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

会 長： よろしいでしょうか。特にご意見が無ければただ今事務局から説明があったとおり、県が示した税率を参考にし、平成31年度の税率(案)とすることに賛成される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長： ありがとうございます。全員の方の賛成をいただきました。協議会として、平成 31 年度の税率案については賛成することといたします。それでは、次に進みます。③平成 31 年度税制改正に伴う課税限度額等について事務局から説明をお願い致します。

課 長： はい。先ほどの 11 ページの③で平成 30 税制改正に伴う課税限度額等の改正について、でございますけれども、賦課限度額の引上げ額は、平成 31 年度税再改正大綱に盛り込まれておりまして、国保税については総務省が地方税法施行令を年内に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から改正をする予定になっております。これは高所得層に負担を求めることで、中間所得層の負担の軽減につながることで、賦課限度額を引上げることになってございます。

それから限度額ですが、平成 30 年度は医療分が 58 万、後期分が 19 万、介護分が 16 万ということで、93 万円でしたが、前年と比べて 4 万円増加しておりまして、31 年度については医療分が 58 万から 61 万ということで、後期介護については据置きになりまして、全体で 96 万円ということで 3 万円が増額になるということが税制改正で盛り込まれております。

それから、税の軽減でございますけれども、国民健康保険税の軽減は継続、ただし、5 割・2 割の軽減の所得合計が 27 万 5 千円から 28 万円に変更になり、2 割軽減の所得合計が 50 万から 51 万円に変更されるという内容でございます。限度については、5 割については 5 千円、2 割については 1 万円限度がアップされるということが国から示されておりますので、中野市におきましても、国から示されたとおり改正を行っていく予定で考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。ただ今、平成 31 年度税制改正に伴う課税限度額等について事務局から説明がありありましたが、ただ今の説明について、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

(意見・質問なし)

会 長： よろしいでしょうか。特にご意見が無ければ、ただ今事務局から説

明があったとおり、税制改正に伴う課税限度額等について協議会として賛成することとしてよいでしょうか。賛成される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長： ありがとうございます。全員の方の賛成をいただきましたので、税制改正に伴う課税限度額については、示された案を協議会として賛成することといたします。それでは次に進みます。④旧扶養者に係る減免取扱要領の一部改正について事務局から説明をお願いいたします。

課 長： はい。12 ページをお願いいたします。④旧扶養者に係る減免取扱要領の一部改正についてということで、まず、旧扶養者というのはどういう方なのかという説明をいたします。一例でございますけれども、ご夫婦の方で二人とも社会保険に加入していた世帯でご主人が 75 歳になって後期高齢者に加入するとき、奥さんが社会保険から外れて国民健康保険に加入していただくことになるわけですが、奥さんが旧扶養者ということになります。旧扶養者の方は軽減措置がございまして、均等割額が 5 割になると、所得割は全額減免、65 歳以上の旧扶養者のみの世帯の方は平等割も減免になる、という制度がございます。

中野市に減免に対する要領がございまして、今回の改正につきましては、今まで被扶養者になりますと国民健康保険にいる間、65 歳で社会保険からはずれて国民健康保険に入った方が 75 歳で後期高齢になるまで 5 割軽減が受けられていましたが、今回高齢者の増加に伴って若い方の税負担が多いということの関係で、ここで国保に加入されて 2 年間は軽減を受けられるという制度に変わります。赤い字の部分になりますが、赤い部分が追加された部分で、(イ) のところの、資格取得日の属する月以後 2 年間を経過する月までに限りということが追加された部分でございます。(ウ) のところについても同じ内容です。(イ) の部分は混合世帯で、若い方もいる場合の表示でございます。ウについては、旧扶養者のみの方 65 歳以上の方だけの世帯がそのような表示で現されております。改正の主なものは 13 ページに赤字で表記されておりますが、連絡票の提出が省略されるということで、事務的な形になります。内容につきましては、高齢者の方の増加に伴いまして、高齢者の方にも負担をしていただかないと将来に渡って持続可能な医療保険制度にならないということで、この改正案に基づきまして改正をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

会 長：ありがとうございます。この改正は中野市独自ではなくて皆ですか。

課 長： そうです。実をいいますと後期高齢の方も同じ制度がありまして、75歳で被用者保険の扶養者から後期高齢者医療制度に加入した場合、ずっと軽減が受けられていましたが、入った年から2年間に変更しています。

会 長： 他市町村も同じですか。

課 長： 同じです。全国統一です。ただ、要綱がございますのでその要綱を改正するという事で承知をしていただければと思います。

会 長： ただ今④旧扶養者に係る減免取扱要領の一部改正について、事務局から説明がありましたが、ただ今の説明についてご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(質問なし)

会 長： ありませんか。ご意見が無ければ、ただ今事務局から説明があったとおり、旧扶養者に係る減免取扱要領の一部改正について協議会として賛成することとしてよいでしょうか。賛成される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長： ありがとうございます。全員の方の賛成をいただきましたので、旧扶養者に係る減免取扱要領の一部改正については、示された案を協議会として賛成することといたします。次に進みます。(2)平成31年度中野市国民健康保険事業特別会計予算案について、事務局から説明をお願いします。

課 長： それでは14ページをお願いいたします。(2)平成31年度中野市国民健康保険事業特別会計予算案ということでございますけれども、平成30年度国民健康保険の特別会計については、都道府県化に伴い県から示された標準保険税率に基づき税率を引き上げたところですが、前年の被保険者の課税所得に対して保険税を算出したところ、農業所得の落ち込みによりまして約1億円の課税不足が生じる見込みであることから、県の国民健康保険財政安定化基金(市町村への貸付・交付)の制度に基づき申請を今現在しているところでございます。平成31年度予算につきましても、基金、繰越金等が見込めないことから、歳入では県から示された標準保険税率を参考にした税率案により算出した

額に前年度並みの収納率 94.9%をかけた額を歳入の部分の 01 の国民健康保険税率の現年度分と 06 の繰入金（一般会計繰入金・保険基盤安定繰入金）の額として計上してまいりたいと思っております。

また、歳出では 2 款保険給付費で、被保険者の減少から前年度より 6,700 万円少なく見込んでおります。医療費の部分になりますが、中野市の場合医療費は若干減少、被保険者の数も減っている関係がありまして、医療費については減少傾向でありますので、減少した額で計上させていただき、それから 2 の国民健康保険事業納付金につきましては県から示された額（暫定）14 億 7,670 万円に退職分の国保税額 301 万 4 千円を加えた額が 14 億 7,971 万 4 千円となりまして、その額を計上させていただき、5 の保険事業は前年同様で事業については、各地区で行われます特定健診それから人間ドック等の事業になりますけれども今までどおり健康の増進についての事業についてはそのまま実施をしていきたいということで、来年度の予算として計上してまいりたいと思っております。

予算案についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長： ありがとうございます。ただ今平成 31 年度の特別会計予算案について事務局から説明がありましたが、ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

（意見・質問なし）

会 長： ありませんか。特にご意見が無ければ、暫定版に基づく平成 31 年度国民健康保険特別会計予算については現時点では説明のとおり予算計上することでご承知をお願いします。

それでは、(3) その他「今後の日程」について、事務局から説明をお願いします。

課 長： はい。それでは 15 ページになりますけれども、その他ということで、前回 12 月に第 1 回国保事業の運営に関する協議会を開催して本日 1 月の第 2 回の運営に関する協議会になります。先ほどお示しさせていただいた税率案等にご了解いただきましたので、これで 3 月の条例改正で今日お示しさせていただいた税率の改正を行っていきたいと考えております。それから税率に基づく予算は説明させていただきました内容で、若干変更になる部分もあるかと思っておりますけれども、この来年

度の予算を3月議会で諮ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

会 長： ありがとうございます。この協議会は30年度はこれでもう終わりですか。

課 長： はい。今日ご了承いただいたので、30年度は基本的にはこれで。

会 長： ただ今、事務局から説明がありましたが、ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

(意見・質問なし)

会 長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。特に無いようでしたら、すべての会議事項が終了しました。進行を事務局にお返しします。皆さまのご協力をいただきまして大変スムーズに進みました。ありがとうございました。

課 長： それでは、高木会長ありがとうございました。4のその他で皆さまから何かございましたらお願いをいたします。特になければ事務局から説明をいたします。

事務局： (本日の報酬について、口座支払する旨を説明) 以上です。

課 長： よろしく願いいたします。それでは特に無いようでしたら、以上をもちまして平成30年度第2回の中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉じたいと思います。本日はありがとうございました。

午後2時25分